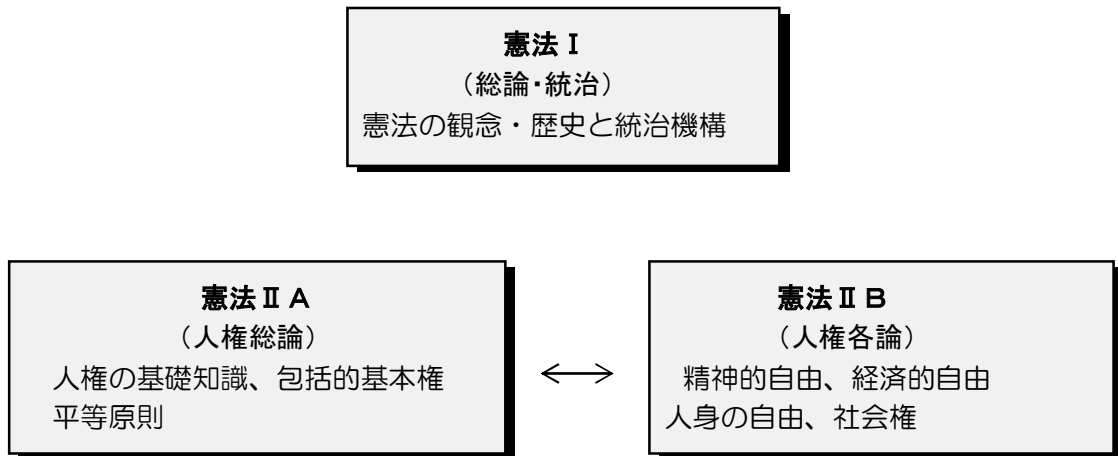


5. 専門分野の学び方(夜間主コース)

憲法の学び方



- ①憲法 I は、主権論、代表制など難解な部分もあるが、その他は学生にとってもなじみやすい分野といえよう。マスコミを通じて報道される国会等の活動と関連づけて学習すれば、更に一層理解が深まることになる。1年次後期に履修する。
- ② 憲法 II A・II Bは、判例を中心として講義することになるので、法律学の素養をある程度身につけた後に学習することになる。II Aについては2年前期、II Bについては2年後期に履修する。
- ③憲法は法学の基本となる法律であり、憲法の履修を前提に、各自、自分の進路、勉学上の興味にしたがってその後の関連科目を広げていくこと。